

大館市農業委員会告示第 8 号

下記農地は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 32 条第 1 項第 1 号及び第 2 号又は第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同法第 32 条第 3 項（同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和 8 年 8 月 27 日

大館市農業委員会 会長 安部 幸美



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利 の種類	農地法第 32 条又は第 33 条の該当条 項等	農地の所有 者等の情報
大館市比内前田字上横道下 3 番	田	261	所有権	第 33 条 第 1 項	権利部なし (所有者 芳賀廣治)
大館市比内前田字帯刀下 46 番	田	614	所有権	第 33 条 第 1 項	権利部なし (所有者 芳賀廣治)

2 この告示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

（1）申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

（2）当該農地の所在、地番、地目、面積

4 この告示の日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条第 1 項に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。